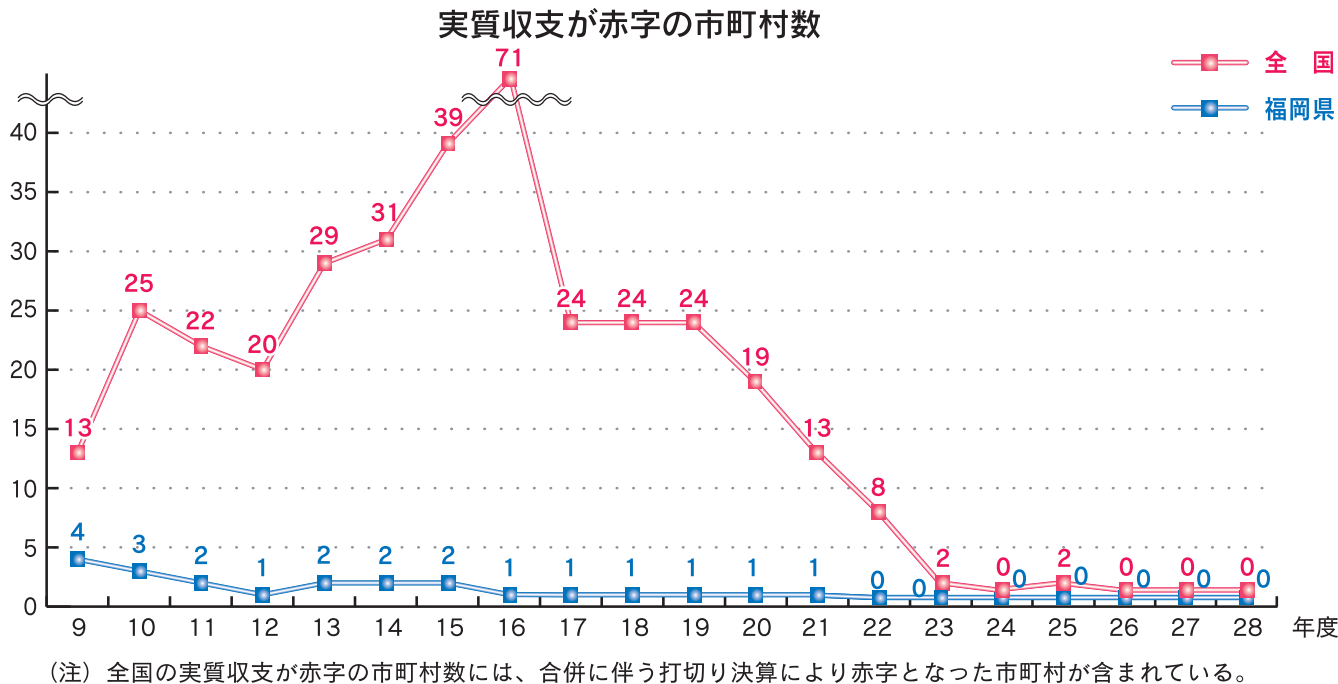


(3) 赤字市町村数の推移

県内市町村において、普通会計の実質収支が赤字となった団体は、昭和61年度の13団体をピークに減少しており、平成22年度にはなくなりました。



準用財政再建団体数及び財政再生団体数の推移

年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
全国	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
本県	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 「準用財政再建団体」とは昭和30年度以降の赤字団体で旧再建法の規定を準用して財政再建を行う団体である。
 ※北海道夕張市は、平成21年度に健全化法に基づく財政再生計画を策定。それまでは、旧再建法に基づく財政再建計画が存続。

(4) 健全化判断比率等の状況 (平成28年度)

平成28年度決算に基づく健全化判断比率等について、早期健全化基準・財政再生基準以上となる県内の市町村はありません。各比率 (①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率) の県内市町村の状況については、以下のとおりです。

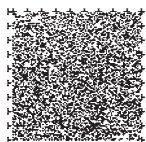
なお、各比率の説明は8~9ページをご覧ください。

①実質赤字比率

実質赤字額が生じた県内市町村はありません。

②連結実質赤字比率

連結実質赤字額が生じた県内市町村はありません。



③実質公債費比率

県内市町村（政令市除く）の実質公債費比率（単純平均）は、前年度から0.4ポイント減の6.9%となっています。早期健全化基準・財政再生基準以上となる団体はありません。

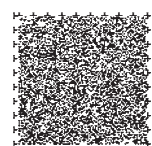
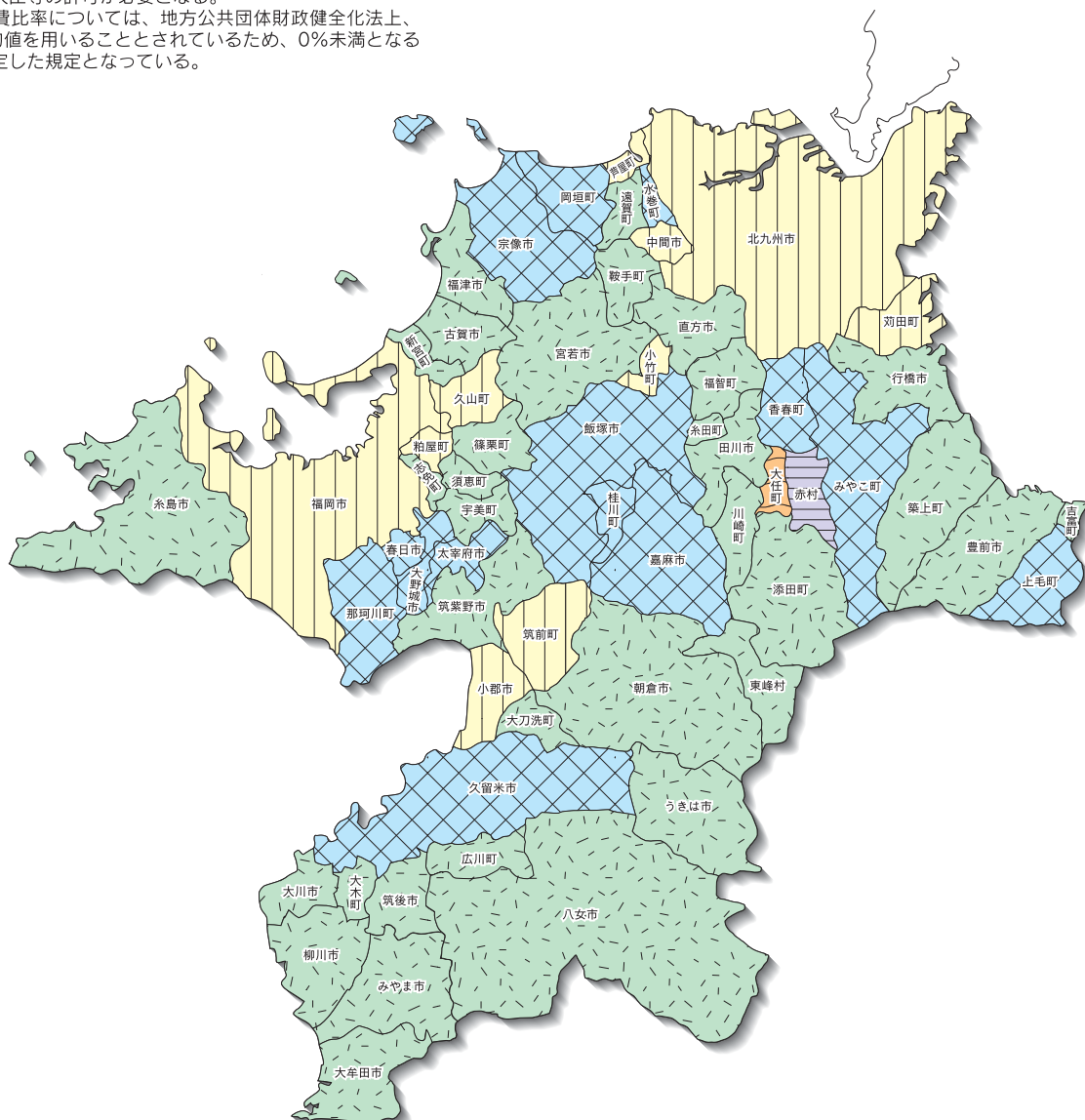
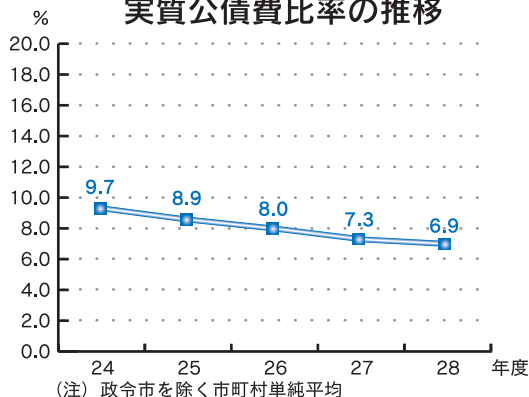
実質公債費比率の状況（平成28年度）

区分	団体系	団体数			
		政令市	26市	町村	計
25%以上	////				0
18~25%未満				0
15~18%未満	~~~~~			1	1
10~15%未満		2	2	6	10
5~10%未満	-----		17	17	34
0~5%未満	-----		7	7	14
0%未満	-----			1	1

(注1) 実質公債費比率が18%以上となる団体については、起債に当たり総務大臣等の許可が必要となる。

(注2) 実質公債費比率については、地方公共団体財政健全化法上、3ヶ年平均値を用いることとされているため、0%未満となることも想定した規定となっている。

実質公債費比率の推移



④将来負担比率

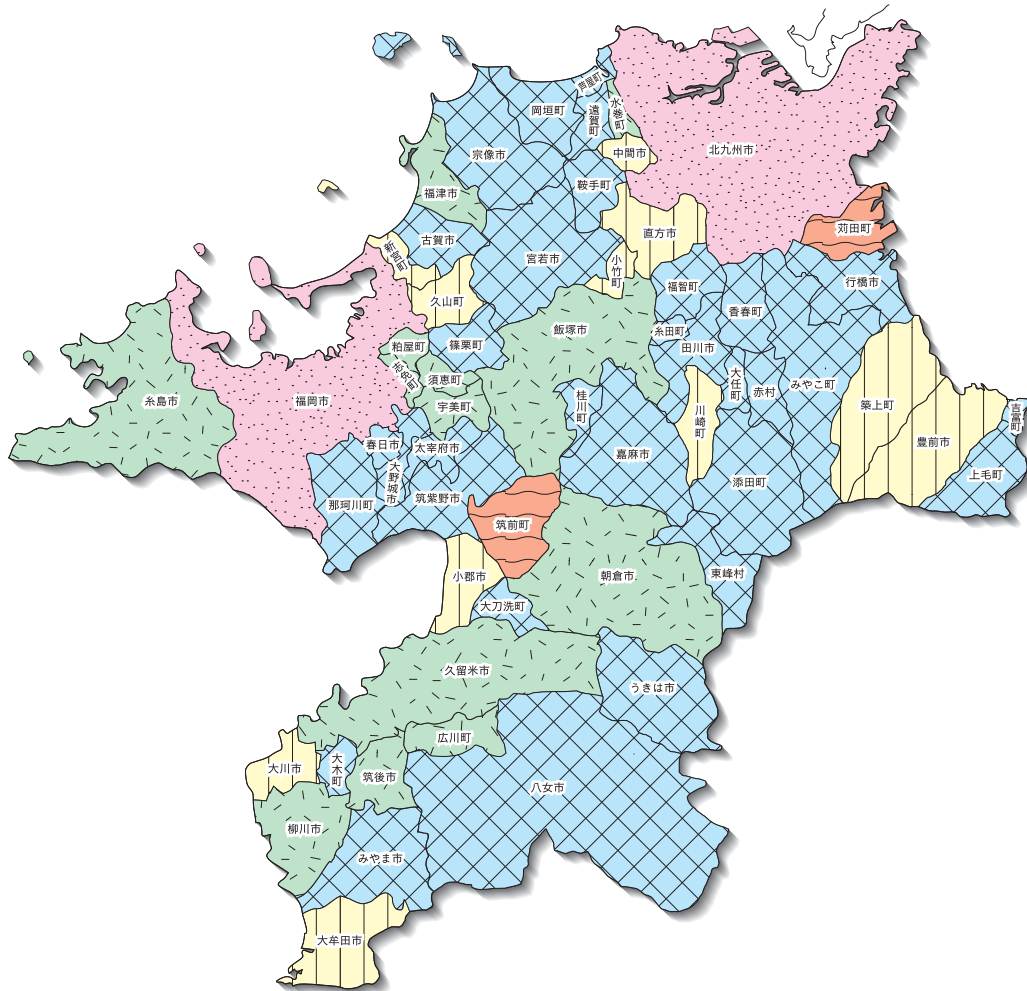
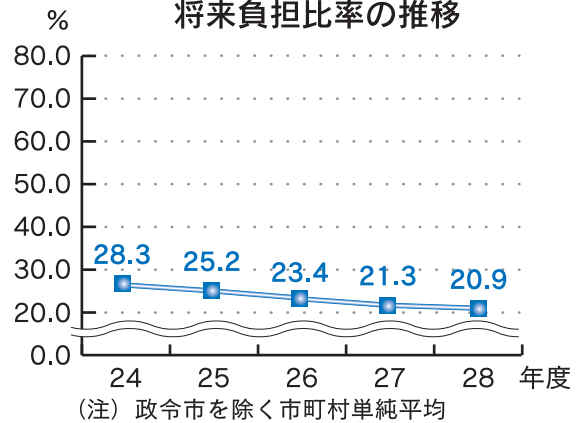
県内市町村（政令市除く）の将来負担比率（単純平均）は、前年度から0.4ポイント減の20.9%となっています。早期健全化基準以上となる団体はありません。

将来負担比率の状況（平成28年度）

区分	団体系	団体数			
		政令市	26市	町 村	計
200%以上	////				0
150~200%未満	2			2
100~150%未満	~~~~~			2	2
50~100%未満			6	5	11
0.1~50%未満	-----		7	6	13
-	XXXXX		13	19	32

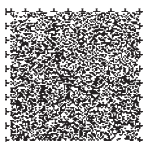
(注) 「-」は、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が多額なこと等によって、将来負担比率が算定されない場合である。

将来負担比率の推移



⑤資金不足比率

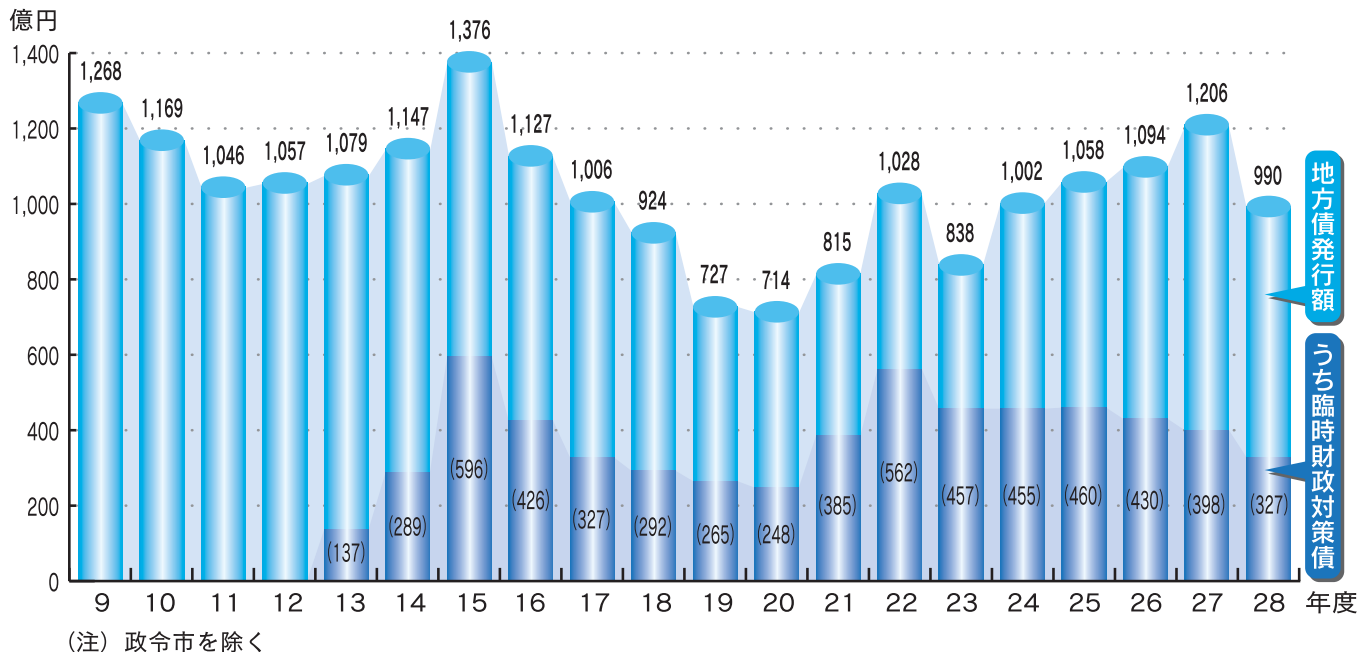
県内市町村（政令市除く）の2つの公営企業会計で資金の不足額が生じました。そのうち、1つの公営企業会計が経営健全化基準以上となっています。



5 債務と積立

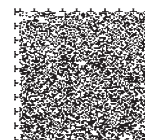
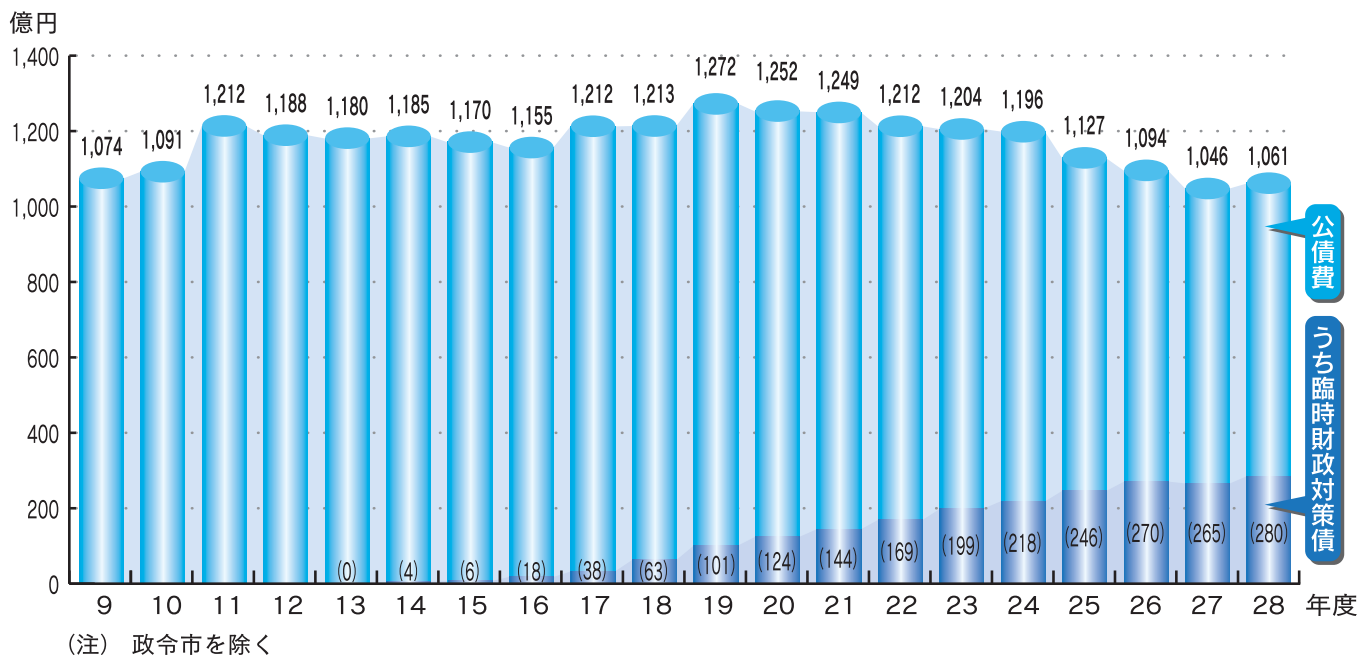
(1) 地方債発行額の推移

地方債発行額は、平成23年度は減少しましたが、緊急防災・減災事業債や学校教育施設等整備事業債等の増により平成24年度から増加に転じました。平成28年度は合併特例事業債や臨時財政対策債の減少等により、減少に転じています。



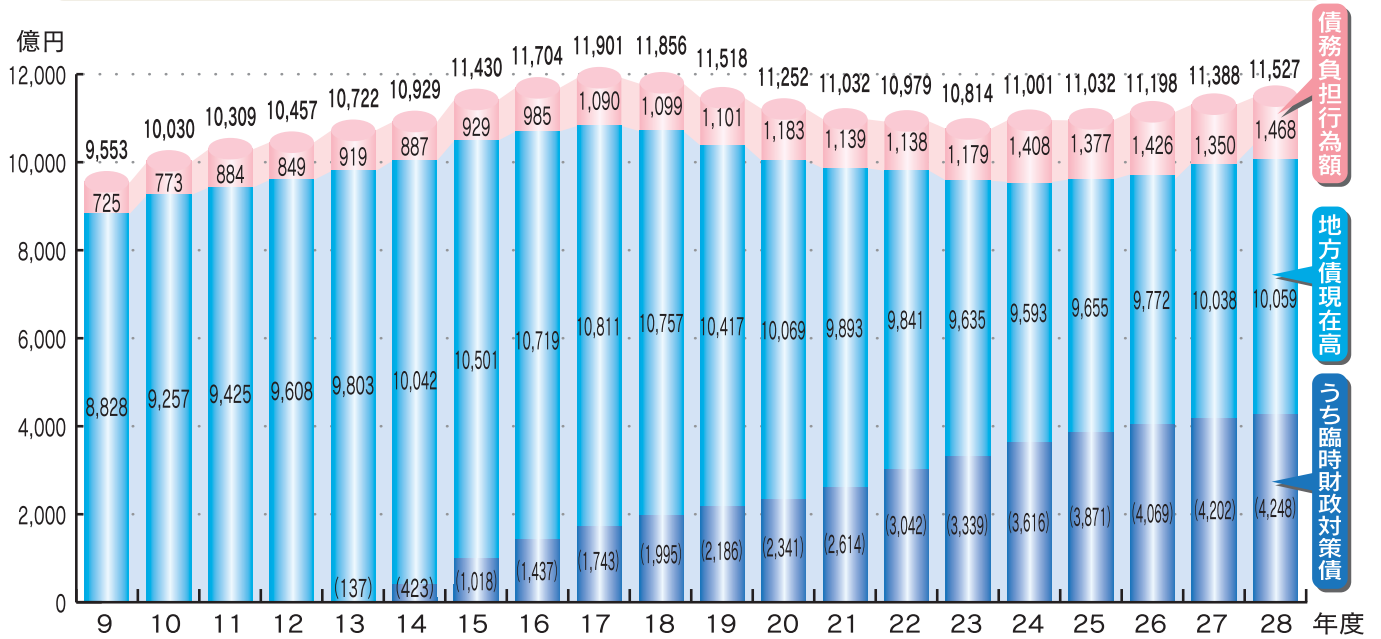
(2) 公債費の推移

公債費（元利償還金）は、平成19年度をピークに減少傾向にあります。平成28年度は、前年度と比べ約15億円の増となっています。



(3) 地方債現在高と債務負担行為額の推移

平成28年度末の地方債現在高と債務負担行為額を合わせると1兆1,527億円にもなりますが、ピーク時の平成17年度と比較すると、約374億円の減となっています。



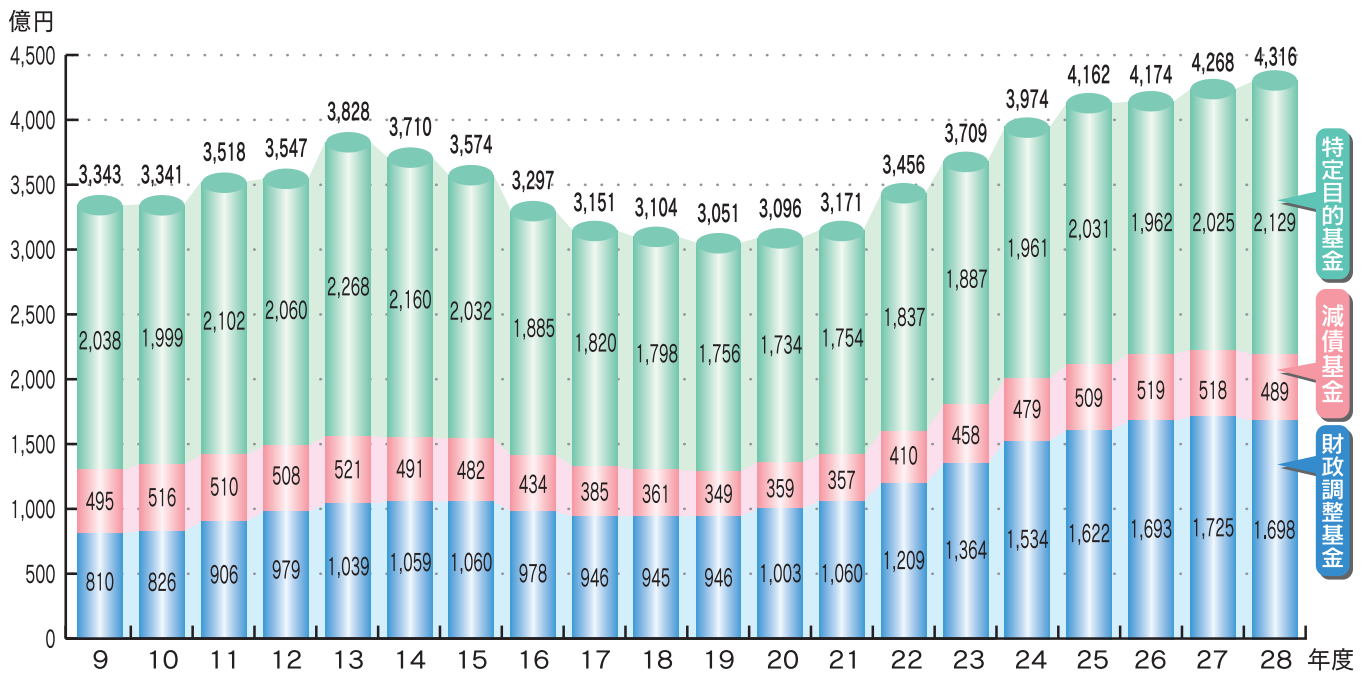
(注) 1 政令市を除く

2 債務負担行為額は、翌年度以降支出予定額である。

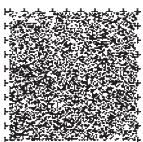
3 「公債費」には利子を含み「現在高」には利子を含まないため、
前年度現在高+当年度発行額-当年度償還額(公債費)=当年度現在高とはならない。

(4) 積立金現在高の推移

積立金現在高は、平成14年度から減少傾向でしたが、平成20年度からは再び増加傾向に転じています。



(注) 政令市を除く

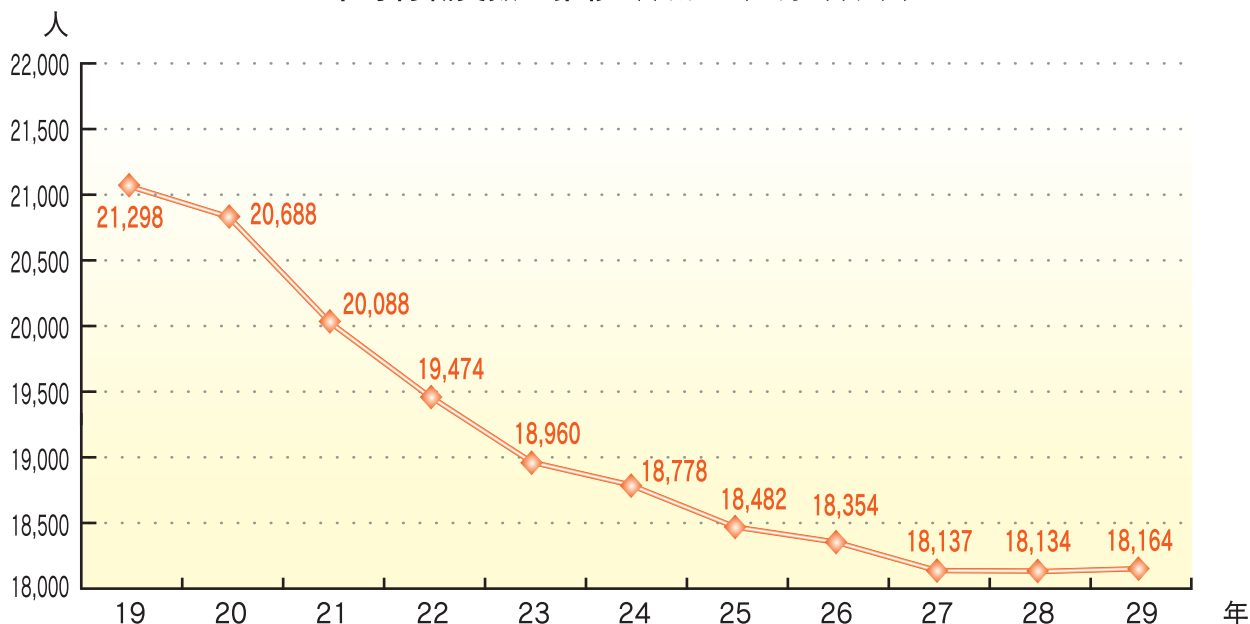


6 職員数の状況

(1) 職員数の推移

10年以上減少し続けていた市町村職員数は、平成29年は増加に転じ、平成29年4月1日現在で、約1万8千人となっています。

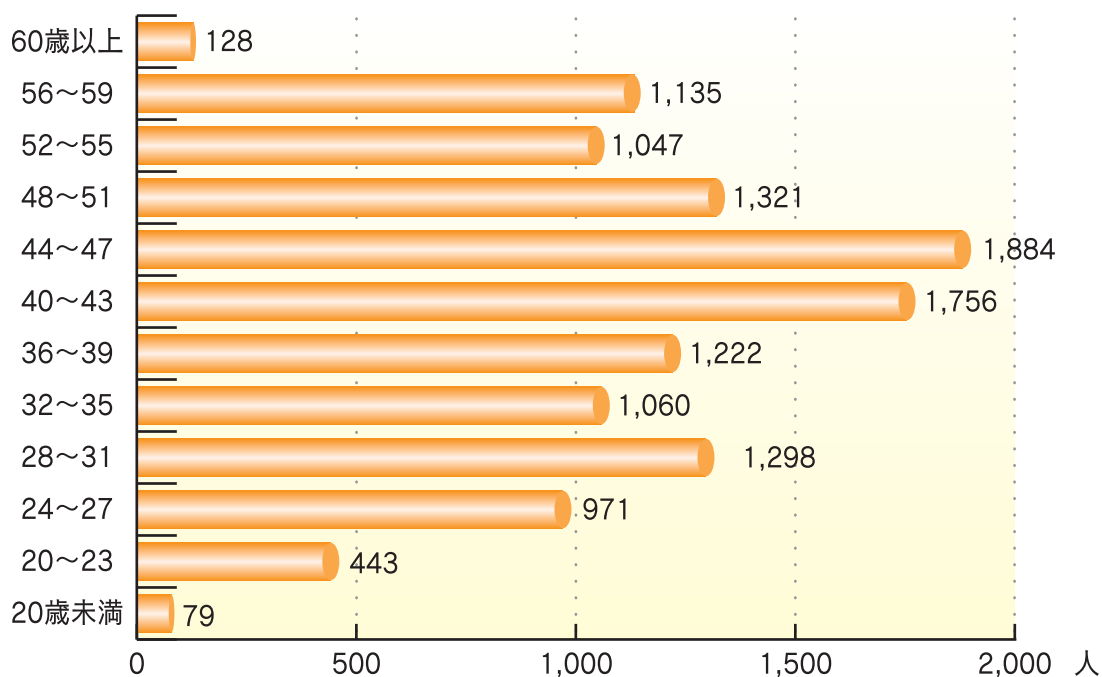
市町村職員数の推移（平成29年4月1日現在）



(注) 政令市を除く

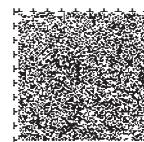
出典：平成29年地方公共団体定員管理調査（平成29年4月1日現在）

一般行政職年齢別職員構成（平成29年4月1日現在）



(注) 政令市を除く

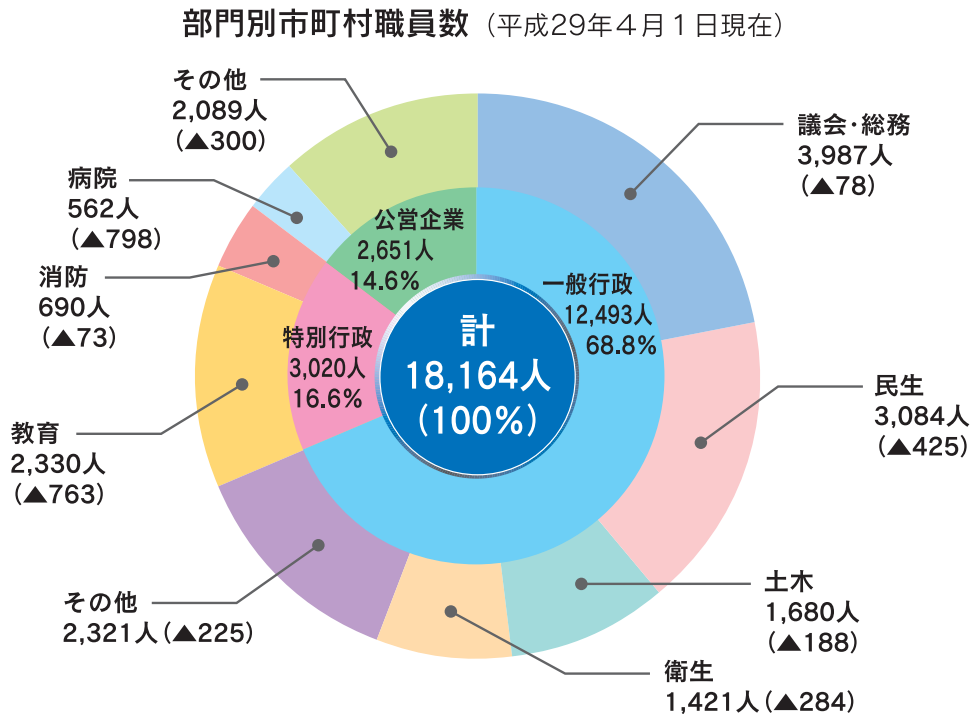
出典：平成29年地方公務員給与実態調査（平成29年4月1日現在）



(2) 部門別職員数の状況

市町村職員数を部門別に平成19年とその増減を比較すると、教育、病院などで職員数が大幅に減少しており、全体としても14.7%の減となっています。

また、平成29年の部門別職員数の状況は、総務、民生、土木等の一般行政が全体の約68.8%、教育、消防で全体の約16.6%を占め、残りの約14.6%が公営企業の職員となっています。



(注) 1 政令市を除く

出典：平成29年地方公共団体定員管理調査（平成29年4月1日現在）

2 ()内は平成19年4月1日～平成29年4月1日の部門別市町村職員数の増減を示している。

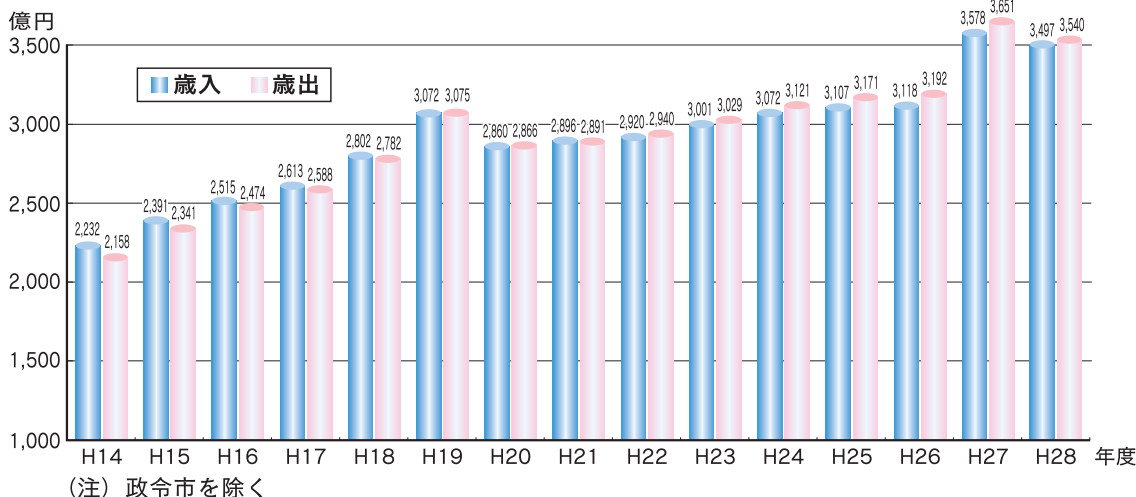
7 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計は、一般会計（普通会計）とは区分されており（P7参照）、連結実質赤字比率の算出基礎の一つとなります。

その歳入・歳出の決算額は年々増加する傾向にあり、また、平成22年度から7年続けて赤字となるなど、厳しい運営状況が続いています。

※なお、平成20年度の決算額は、後期高齢者医療制度の導入に伴い、歳入は保険料が減、歳出は老人保健拠出金が減になったこと等により、それぞれ前年度から減少しました。

○国民健康保険事業会計（事業勘定）県内市町村決算額の推移



8 地方公営企業

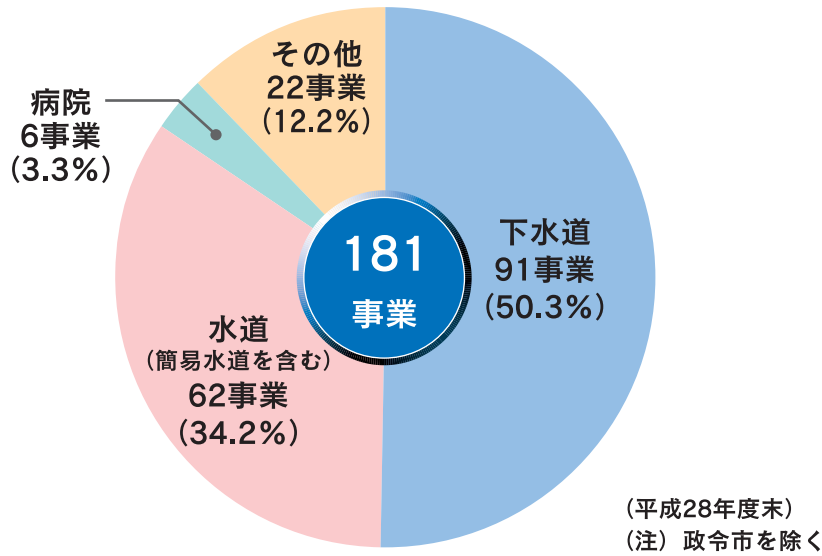
(1) 地方公営企業の役割

地方公営企業は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業であり、上下水道事業、病院事業、交通事業などがその代表的なものです。

これらの企業は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしており、特に上下水道事業については、そのほとんどが地方公営企業によって行われています。

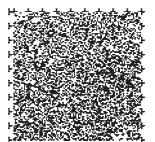
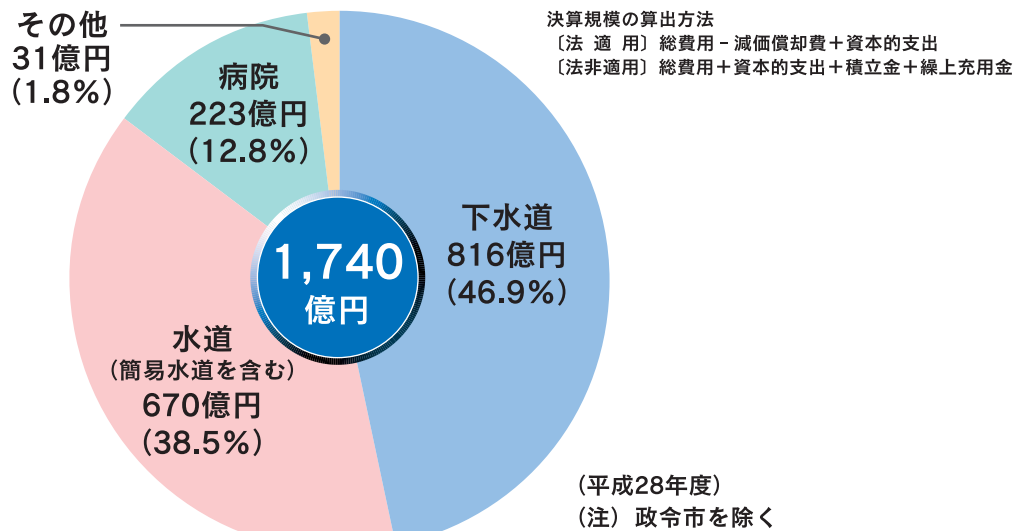
(2) 事業数

事業数は、181事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業の順になっています。



(3) 決算規模

決算規模は、1,740億18百万円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業の順になっています。



(4) 経営状況

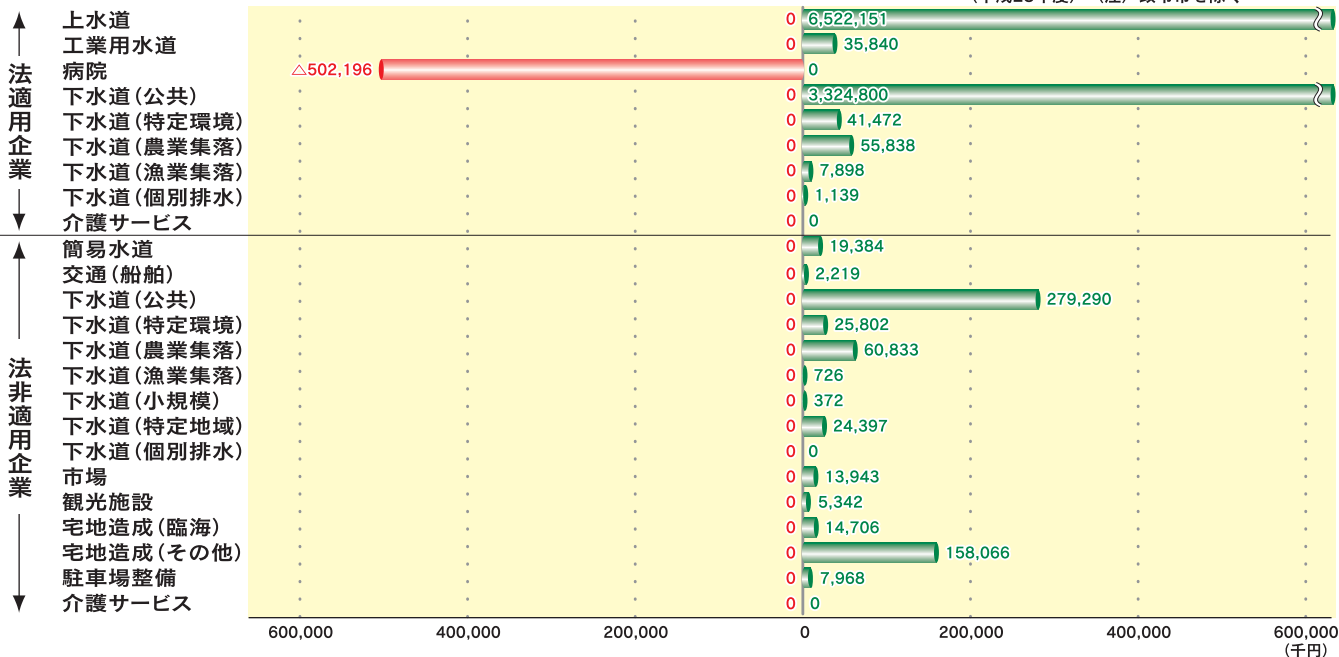
平成28年度における収支の状況を事業別に見ると、法適用企業は上水道、工業用水道、下水道、介護サービス事業が黒字、法非適用企業は全事業が赤字となっています。

しかしながら、基準外繰入金を差し引いた実質的な収支の状況は、多くの事業で赤字となっています。

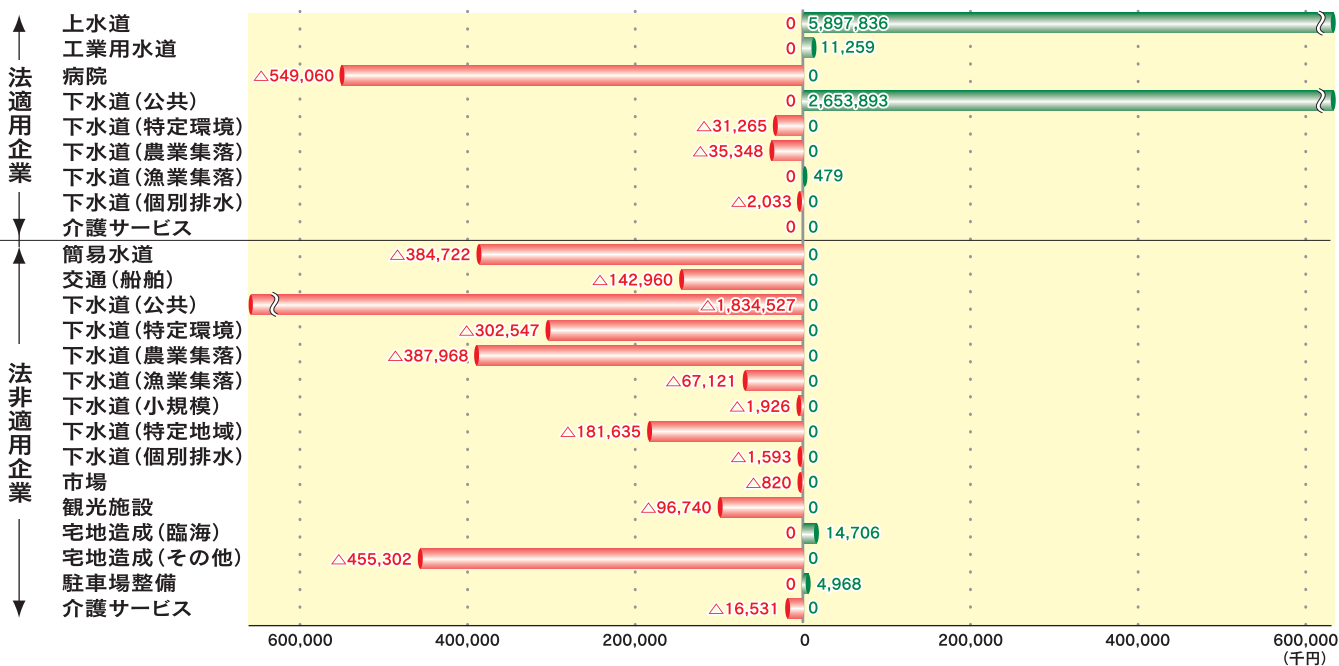
地方公営企業の経営は、財やサービスの対価としての料金収入により運営する独立採算が原則であり、一般会計からの基準外繰入金に頼らず経営を維持していく努力が必要です。

収支の状況 赤字 黒字

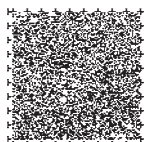
(平成28年度) (注) 政令市を除く



基準外繰入金を除いた場合の収支の状況 赤字 黒字



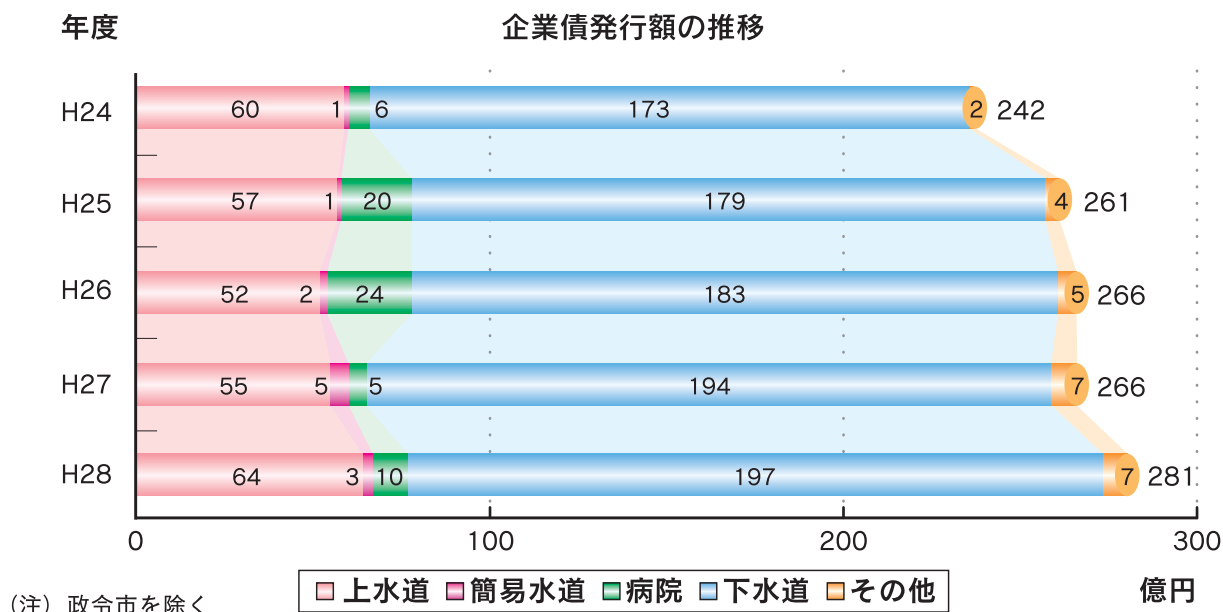
(注) 収支額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支による。
 ※地方公営企業法の適用を受ける事業を「法適用企業」、適用を受けない事業を「法非適用企業」という。



(5) 企業債の状況

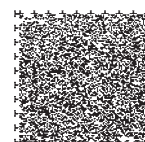
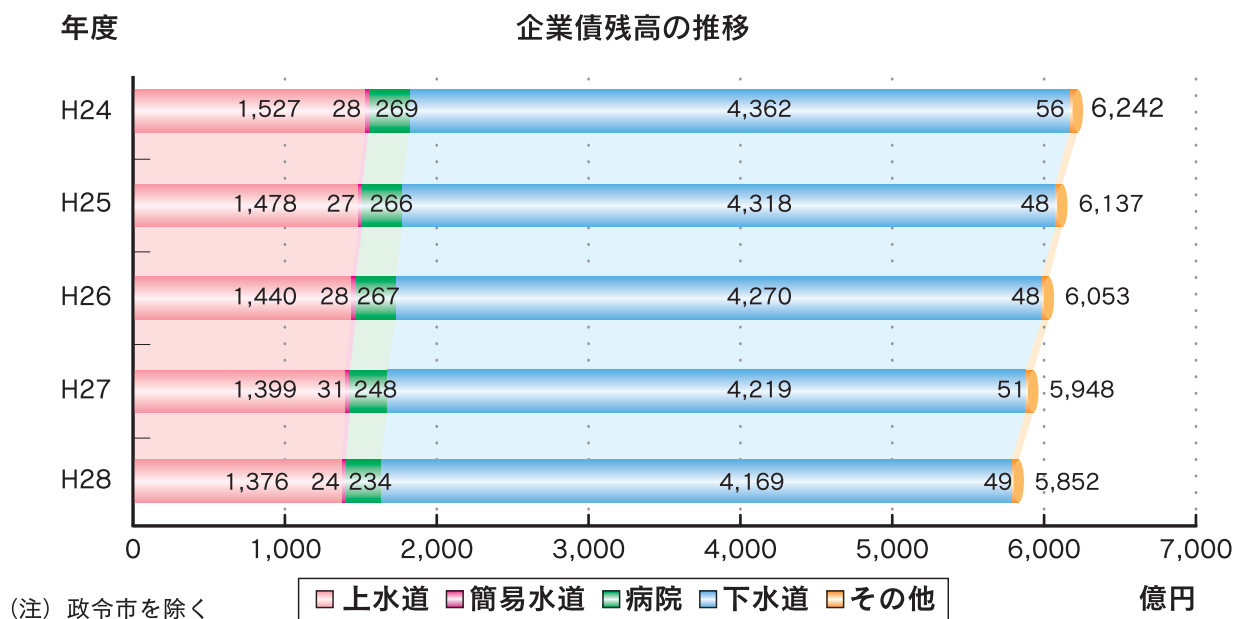
① 企業債発行額

平成28年度における企業債発行額は約281億円であり、前年度に比べ約15億円の増加となっています。



② 企業債残高

平成28年度末の企業債残高は約5,852億円と、減少傾向にあります。



9 今後の課題

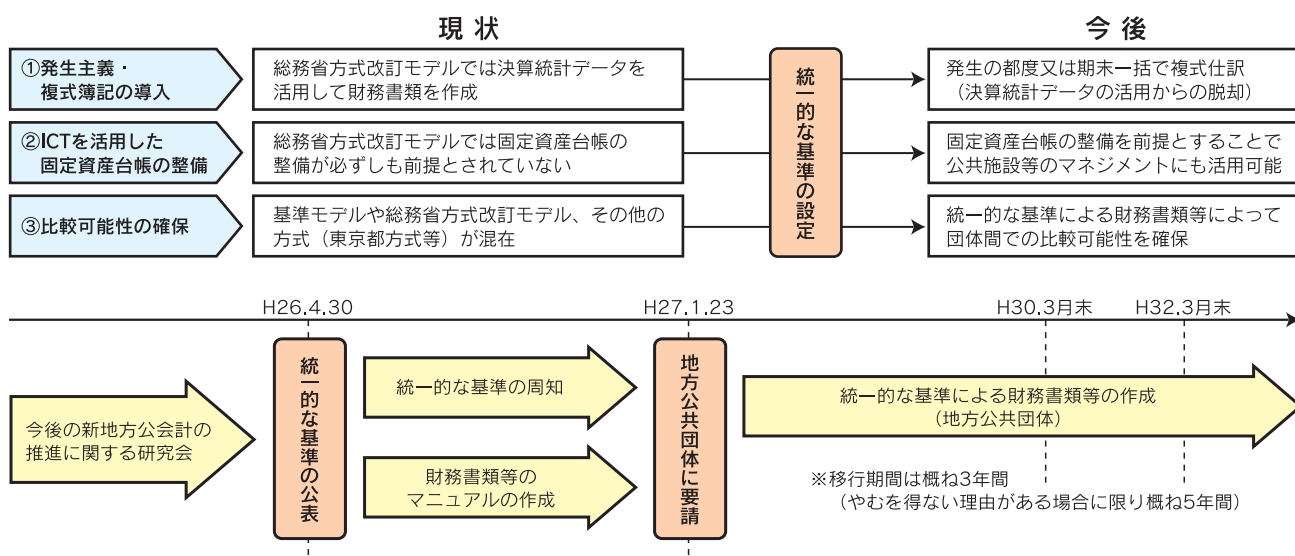
(1) 統一的な基準による地方公会計の整備

これまでの地方公会計の取組の経緯や現在の各地方公共団体における財務書類の作成状況等を踏まえると、今後、更なる地方公会計の整備促進を図るためには、全ての地方公共団体において適用できる標準的な基準を示すことが必要であるとの考えから、平成26年4月に、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」による報告書が公表され、統一的な基準が示されました。

平成27年1月には、全ての地方公共団体は原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を作成するように、総務大臣から要請がなされました。

統一的な基準による地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



出典：総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日総財務第14号）添付資料

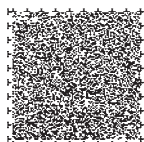
統一的な基準による財務書類等の作成について、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、国による様々な支援策が講じられています。

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成手順、資産評価及び固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析等による予算編成等への財務書類の活用方法等が示されました。

今後、統一的な基準による地方公会計の整備が進むことにより、財務状況の団体間比較やストック情報が「見える化」され、公共施設マネジメントが推進されるなど、限られた財源を「賢く使う」取組が促進されることが期待されます。

また、統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアが平成27年度に地方公共団体に無償で提供されるとともに、固定資産台帳の整備のための資産評価・データ登録等に要する経費について特別交付税措置（平成26年度から平成29年度）が講じられました。

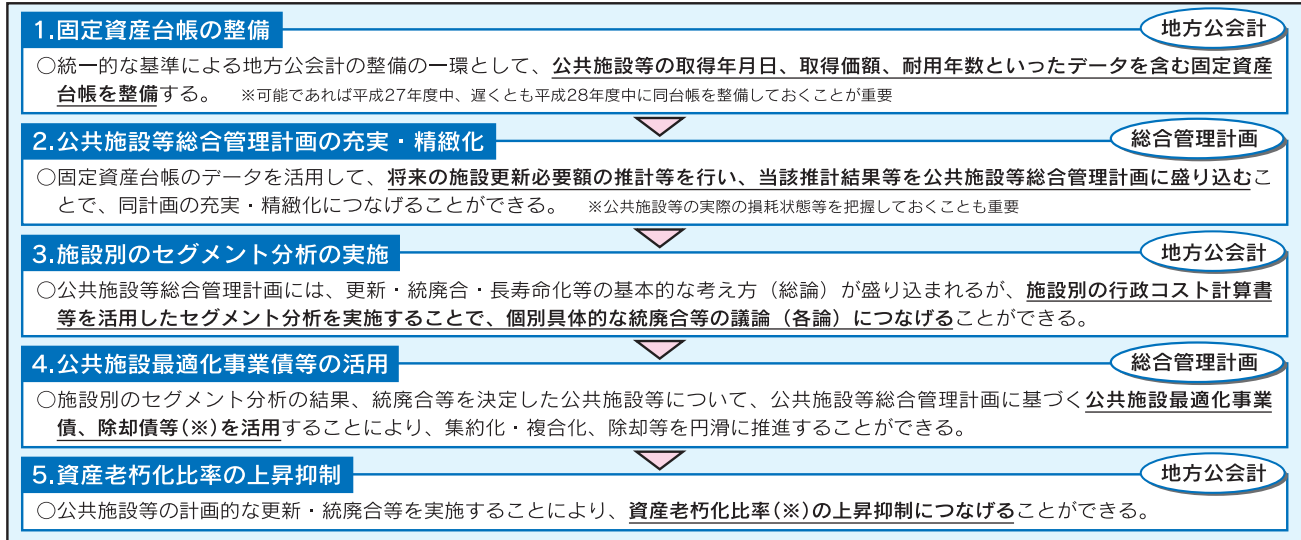
この他にも人材育成支援として、自治大学校、市町村アカデミー（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）等を活用して、地方公共団体職員向けの研修が実施されています。



地方公会計の整備により得られる指標として、有形固定資産減価償却率が挙げられますが、公共施設の現状を把握する、今後の公共施設に係る政策を検討するなど、公共施設マネジメントを行う上で有用な指標となります。

【参考】地方公会計と公共施設等総合管理計画の連携

以下のような流れで地方公会計と公共施設等総合管理計画を相互に関連付けることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。



(注) 以上の取組の実施に当たっては、実効的なマネジメント体制を整えるための職員の適正配置等も重要である。 出典:「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成28年5月総務省改訂)

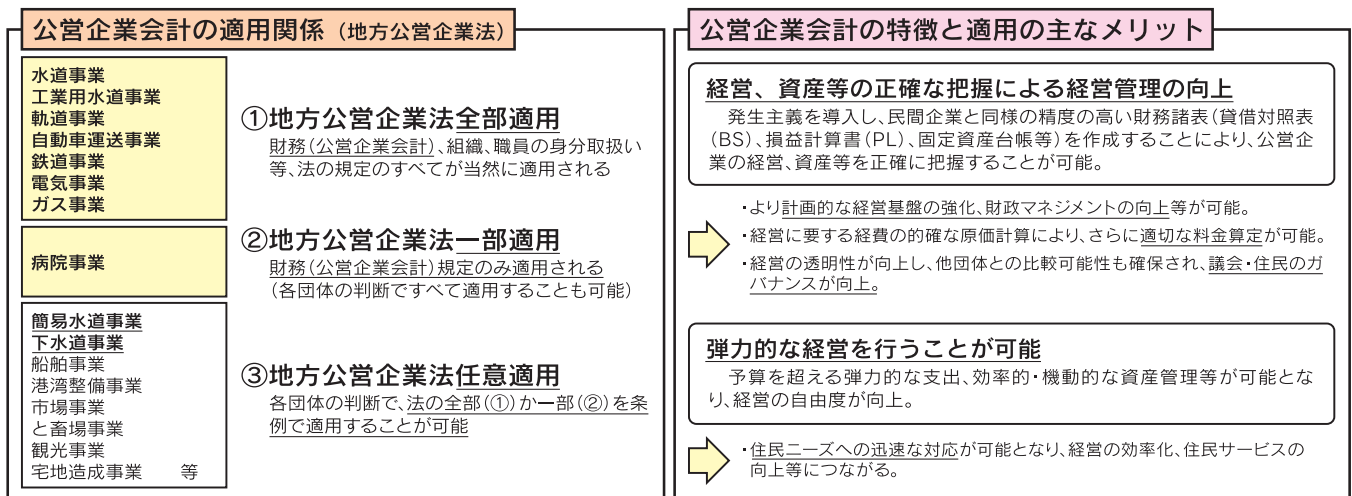
※平成29年度からは、公共施設等適正管理推進事業債

※有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合、すなわち資産の経年の程度を示す指標である。

(2) 公営企業会計の適用の推進について

公営企業の財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはならず、地方公共団体が任意（条例）でその適用を決定しています。

現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用が推進されています。



出典:総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」(平成27年1月27日総財公第18号)添付資料

